政府・財界が狙き



政府・財界は裁量労働制、高度プロ フェッショナル制度など、あの手この 手で労働者を安く長く働かせる制度 を作ってきました。しかし私たちの運

動の結果、さまざまな労働者保護の規制がかけられ 企業にとって使いにくい制度となっています。

政府・財界は規制が邪魔と言わんばかりに、労働者を守る 労働基準法(労基法)そのものを解体しようと動きだしています。

労働基準法第1条2項には、この法の労働条件の基準は最低の ものであるから、この基準を理由として労働条件を低下させて はならない、労使ともに労働条件を向上させるよう努力しない といけないと書いてあります。

当然、基準を守らなければ、法律違反となり罰せられます(協 定を超えた残業をさせた場合6筒月以下の懲役又は30万円以 下の罰金など)。この法律は8時間労働や均等待遇、賃金の支

払い、有給休暇の取得などさまざまな労 働条件を定めていますが、これは私たち の先輩が勝ち取ってきたものです。労働 基準法は、使用者に対して弱い立場の労 働者を守るための法律なのです。



政府・財界はなんて 言ってるの?

厚労省 新しい時代の働き方に関する研究会報告書

労基法は「守る」と「支える」。多様で柔軟な働き方を求め る労使の希望を労基法は「妨げてはならない」

経団連 労使自治を軸とした労働法制に関する提言

労基法制はシンプルに。労働時間規制のデロゲーション (適用除外)の範囲拡大

厚労省 労働基準関係法制研究会(労基研)委員の発言

- ▶ 労基法の一律規制はなじまない
- ▶ 使用者に決定権をもたせ、 (労働組合の)意見は聞くとして協議と意見聴取でよい
- ▶ (労働時間規制は)最低基準だから健康確保に限定を
- ▶ 健康確保、生活時間の確保という目的のための規制と して、罰則、監督規制、割増賃金などがあるが、過剰 規制になっていないか



デロゲーションって

デロゲーション とは

「原則からの逸脱、適用除外、例外の容認」の意味

現行の労動基準法にもこのデロゲーションは存在しています。

- ▶ 時間外・休日労働の協定(36協定)
- ▶ 裁量労働制
- ▶ フレックスタイム制
- ▶変形労働時間制
- ▶高度プロフェッショナル制度
- ▶年休の時間単位付与や計画年休
- ▶賃金全額払いの例外

…など

ただし、これらは労基法で定めた基準を下回る制度。対象業務・ 職種を限定したり、現場の働き方の実態をふまえた協定となるよ う、事業場ごとの労使協定の締結や所管の労働基準監督署への届 出を義務付けたりしています。

現行法は、協定を結ぶ労働者の代表を「従業員の過半数を組織す る労働組合か過半数代表者」に限っています。しかし労働組合がな い事業場では使用者側の策略で使用者側の立場に立つ過半数代表 者が選出されている事例も多く、本来の役割を果たしていません。

結局

政府・財界の狙いは何?



もっと手軽に長時間・休日労働させたい

多様で柔軟な働き方を理由に、1日8時間・週40時間労働の原則を無視(デロゲー ション) して、労使の協議だけで労働者に長時間労働や休日労働をさせようとして います。健康管理をすると言っていますが、労働時間の把握や健診、健康相談窓 口の設置など最低限です。労働者は健康さえ維持できればいいわけではありませ

ん。家族や自分の時間が大切であり、ジェンダー 平等の観点からも労働時間の短縮は重要です。

労働組合と協議したくない 会社の思惑通りの協定(36協定や就業規則)にしたい

- ▶労使コミュニケーション(労使自治) が重要だと言いなが ら、これまでの**事業場単位の協議を本社一括でおこなえ るように**しようとしています。現在、労働組合は本社より も事業場にあることが多く、会社全体で過半数に達してい る労働組合は一部のみ。本社一括の締結となれば、労働組 合ではなく使用者側の立場に立つ労働者が代表となって 締結する場合が多くなるため、使用者の思惑通りの協定と なります。また、事業場ごとの個別の課題は軽視されてし まい、労働者の意見が届かない協定になってしまいます。
- ▶集団合意(労使協定) と同時に個人合意も求めると言って いますが、弱い立場の労働者個人では企業や経営者に対 してNOと言えません。
- ▶本社一括の協定締結となれば、労働基準監督署への届出も 本社だけに。事業場を管轄している労基署の調査対象が減 り、**労働基準監督官の削減**にもつながります。公務員削減 を狙う政府と、調査に入られたくない財界の利害が一致し ているのです。

そんな職場は 1日7時間労働を実現しよう!

オンライン署名にご協力を!

労働基準法無効化反対 キャンペーン署名

すべてのブラック企業が合法化 されるようになる!?

なんと政府の中で「労働基準法 を無効化」しようとする動きが あり、現実味をおびています。

緊急署名を立ち上げました! 1 日7時間労働を求める署名です。 オンライン署名



あなたも労働組合に

毎日残業していませんか? 自分の 自由に使える時間はありますか? サービス残業していませんか? 私たちの労働組合は賃下げなし の労働時間短縮を求めて運動を しています。1日7時間・週35 時間への法改正も求めています。 働く時間などのご相談は裏面連 絡先までお寄せください。

